

諸外国・地域における先使用権制度の比較表

本比較表は、特許庁委託の平成 27 年度産業財産権制度問題調査研究において、海外質問票を各国・地域の法律事務所へ送付して得た回答に基づき作成したものです。各国・地域名をクリックすると、法律事務所が記入した回答を含む海外質問票の全文が表示されます。ただし、英国、ドイツ、フランス、ロシア、香港、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムの法律事務所に対しては、英語で海外質問票及び回答を得たところ、法律事務所が記入した回答を含む海外質問票の全文の和訳を掲載しています。

概要	日本	英国	ドイツ	フランス	米国	ブラジル	ロシア	中国	韓国	台湾	香港	インドネシア	マレーシア	タイ	ベトナム
先使用権制度															
法律上の根拠条文	特許法 第79条	特許法 第64条	特許法 第12条	知的財産法 第L613-7条	特許法 第273条	ブラジル産業財産権法 第45条	民法 第1361条	専利法 第69条	特許法 第103条	専利法 第59条	香港専利条例 第83条	特許法 第13条、14条、15条	特許法 第38条	特許法 第36条第2項2号	知的財産法 第134条
法律以外の施行規則やガイドライン等	・先使用権制度の円滑な活用に向けて－戦略的なノウハウ管理のために－(事例集)	・特許実務マニュアル193のセクション2.27～2.29.1及び64.01～64.06	無し	無し	無し	無し	・知的財産権裁判所「先使用権をめぐる紛争関連の事項についての背景文書」第SP-21/14号 ・ロシア連邦最高裁判所「知的財産権の保護に係る紛争解決に関連する事項に関しての司法実務の再検討」	・最高裁判所による特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 第15条 ・北京高等裁判所による専利権侵害判断ガイドライン 第120、121条	無し	・専利法施行細則 第62条	無し	無し	無し	無し	無し
先使用権の要件															
独自に発明を行った場合の先使用権の認定可否(別起源)	可(条文)	可(条文)	可(条文)	可(条文)	可(条文)	可(条文)	可(条文)	可(学説等)	可(条文)	可(条文)	可(条文)	可(条文)	可(条文)	可(条文)	可(条文)
特許権者から発明を知った場合の先使用権の認定可否(同一起源)	不可(条文)	可(学説等)	可(条文)ただし、悪意による知得の場合は不可(解釈)	可(条文)	不可(条文)	不可(条文)	不可(条文)	合法的に取得されていれば原則可(学説等)	不可(条文)	専利出願人のところでその発明を知った後6ヶ月未満で、かつ専利出願人がその専利権を保留することを声明した場合以外は可(条文)	可(学説等)	不可(条文)	不可(条文)	不可(条文)	不可(条文)
基準日(先使用権発生行為が行われていなければならない日)	出願の際(条文)※先使用権主張を伴う出願や分割出願等の場合は最先の特許出願の時	出願日又は優先日より前(条文)	出願時又は優先日(条文)	出願日又は優先日(条文)	出願日又は新規性喪失の例外の資格を満たす状態が公衆に開示された日の早い方から一年前の日より前(条文)	出願日又は優先日より前(条文)	出願日又は優先日より前(条文)	出願日又は優先日より前(条文)	出願日又は優先日(条文)	出願日又は優先日より前(条文)	出願日又は優先日より前(条文)	出願日(条文)(優先日を含むか否かについては明確な規定及び判例無し)	出願日又は優先日(条文)	出願日より前(条文)(優先日ではない)	出願日又は優先日より前(条文)
先使用権を発生する第三者の行為(実施の準備が対象となるか等)	発明の実施である事業を行っていること又はその事業の準備をしていること(条文)	特許が効力を有していたならば侵害を構成する行為の実行、又は、実行するための実際上のかつ真摯な準備(条文)	発明の実施又は発明の実施のための必要な準備(条文)	特許の対象である発明の善意の所有(条文)	公正誠実な行動において、米国内での内部的な商業使用、独立当事者間の米国内での実際販売、又は独立当事者間での商業的使用による有用結果の商業的移転(条文)	発明の実施(条文)	発明の使用、又は、当該使用のために必要な準備(条文)	同一の製品を製造、同一の方法を使用、又は製造・使用のために必要な準備の完了(条文)	発明の実施である事業の実施、又は事業の準備(条文)	発明の実施、又は必要な準備の完了(条文)	特許が効力を有していたならば侵害を構成する行為の実行、又は、実行するための実際上のかつ真摯な準備(条文)	インドネシア知的財産権総局からの先使用者証明書(申請が必要)	発明の主題である製品の製造若しくは発明の主題である方法の使用、又は、そのための真摯な準備(条文)	生産に従事、又は、装置を入手(条文)	実施、又は実施のために必要な準備(条文)
輸入行為が先使用権を発生する行為の対象となるか	対象(条文)	対象(条文)	対象(条文)	—(先使用権の要件としての事業の実施が不要)	不明(明確な規定及び判例無し)	対象(条文)	対象(解釈)	対象外(条文)	対象(条文)	対象(条文)	対象(条文)	不明(明確な規定及び判例無し)	対象外(条文)	対象外(条文)	対象(条文)
輸出行為が先使用権を発生する行為の対象となるか(輸出が発明の実施行為とされている場合)	対象(条文)	—(輸出は発明の実施行為でない)	対象(解釈)※条文中「輸出」は明確に侵害行為とされていないが、「市販」に該当するとの判例が確立	—(先使用権の要件としての事業の実施が不要)	不明(明確な規定及び判例無し)	対象(条文)	—(輸出は発明の実施行為でない)	—(輸出は発明の実施行為でない)	—(輸出は発明の実施行為でない)	—(輸出は発明の実施行為でない)	—(輸出は発明の実施行為でない)	—(輸出は発明の実施行為でない)	—(輸出は発明の実施行為でない)	—(輸出は発明の実施行為でない)	—(輸出は発明の実施行為でない)
先使用権の登録可否	登録制度無し	登録制度無し	登録制度無し	登録制度無し	登録制度無し	登録制度無し	登録制度無し	登録制度無し	登録可(条文)登録義務無し(条文)	登録制度無し	登録制度無し	インドネシア知的財産権総局への申請が必要	登録制度無し	登録制度無し	登録制度無し
先使用権の移転の際の登録可否	登録制度無し	登録制度無し	登録制度無し	登録制度無し	登録制度無し	登録制度無し	登録制度無し	登録制度無し	登録義務有り(条文)	登録制度無し	登録制度無し	相続の場合の移転のみ手数料の支払による記録・公告	登録制度無し	登録制度無し	登録制度無し
基準日をまたぐ事業の中断	不可(条文)	不明(明確な規定及び判例無し)	可(解釈)	—(先使用権の要件としての事業の実施が不要)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	可(条文)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	中断が不可抗力要素である場合を除き不可(解釈)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	可(学説等)	可(条文)
先使用権の効力															
実施規模の拡大	可(解釈)	可(学説等)	可(解釈)	—(先使用権の要件としての事業の実施が不要)	可(条文)	不明(明確な規定及び判例無し)	優先日まで自身に達成したか又は達成するための準備をした範囲を超える場合は不可(解釈)	生産規模の拡大については既にある生産設備を利用して達成できる範囲まで可(解釈)	事業目的の範囲内であれば可(解釈)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	可(学説等)	可(学説等)
実施地域の変更の可否	不明(明確な規定及び判例無し)	可(学説等)	可(学説等)	—(先使用権の要件としての事業の実施が不要)	可(学説等)	不明(明確な規定及び判例無し)	可(学説等)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	元来の事業目的範囲内であれば可(解釈)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	可(学説等)	可(学説等)
実施行為(製造、販売、輸入等)の変更の可否	不可(解釈)	技術的及び商業的な事項の両方を考慮して判断(解釈)	不可(学説等)	—(先使用権の要件としての事業の実施が不要)	不明(明確な規定及び判例無し)	不可(学説等)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	可(学説等)	可(学説等)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)
実施形式の変更(製品のモデルチェンジや製法の変更等)の可否	可(解釈)	可(解釈)	可(解釈)	—(先使用権の要件としての事業の実施が不要)	可(条文)	不可(学説等)	不明(明確な規定及び判例無し)	可(解釈)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)
実施形式について同一性が認められる範囲	実施又は準備をしていた実施形式に具現された発明と同一性を失わない範囲内(解釈)	不明(明確な規定及び判例無し)	変更が当業者にとって自明な範囲(解釈)	—(先使用権の要件としての事業の実施が不要)	クレームされている主題における改良であって、その特許に関して明示してクレームされている追加具体的にクレームされた技術主題を侵害しないもの(条文)	—(実施形式の変更不可)	不明(明確な規定及び判例無し)	技術構成要件に実質的相違がない範囲(解釈)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)
先使用権者から取得した製品の再販売の可否	可(解釈)	可(条文)	可(解釈)	可(解釈)	可(条文)	可(学説等)	可(条文)	可(学説等)	可(学説等)	可(解釈)	可(条文)	可(学説等)	可(学説等)	不可(条文)	可(条文)
事業の移転に伴う先使用権の移転の可否	可(条文)	可(条文)	可(条文)	可(条文)	事業部門の公正誠意のある譲渡又は他の理由による移転に関わる付帯的及び付随的部分としての場合と特許権者への譲渡は可(条文)	特許の対象に直接関連している事業若しくは会社又はその一部とともにする場合に限り可(条文)	可(条文)	可(解釈)	可(条文)	不明(明確な規定及び判例無し)	可(条文)	不可(ただし、相続の場合を除く(条文))	可(条文)	不可(条文)	事業又は生産設備とともに移転される場合は可(条文)
グループ企業での先使用権の共有の可否	不可(解釈)	自動的に不可(学説等)	不可(解釈)	不可(条文)	不明(明確な規定及び判例無し)	不可(学説等)	不可(学説等)	不可(条文)	不可(学説等)	不明(明確な規定及び判例無し)	不可(解釈)	不明(明確な規定及び判例無し)	不可(条文)	不明(明確な規定及び判例無し)	不可(学説等)
先使用権者の第三者への再実施許諾の可否	不可(条文)	不可(条文)	不可(解釈)	不可(条文)	不可(条文)	不可(学説等)	不可(学説等)	不可(解釈)	不可(学説等)	不可(学説等)	不可(学説等)	不明(明確な規定及び判例無し)	不可(条文)	不可(条文)	不可(条文)
事業の廃止や長期の中断等による先使用権の放棄又は消滅の有無	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	有り(解釈)	無し(条文)	有り(条文)	無し(学説等)	無し(学説等)	無し(学説等)	有り(学説等)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	先使用者証明書は特許の満了時と同時に無効(条文)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)	不明(明確な規定及び判例無し)

※本比較表に示す括弧内は、記載内容の根拠を示したものです。括弧内の記載は、以下のとおり区分して記載しています。ただし、各国・地域の制度間の違いにより根拠を必ずしも明確に区分できない場合もあるため、より正確な情報については、比較表中の各国・地域名をクリックすると表示される、法律事務所が記入した回答を含む海外質問票の全文を参照してください。

条文：特許法や施行規則等の法令において明示的に規定がなされている場合。

解釈：法令において明示的な規定がなされていないものの、司法機関によるガイドラインや判例、または、政府機関によるガイドラインや逐条解説等に基づく場合。なお、司法機関によるガイドラインの例として、中国における「最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」が挙げられる。

学説等：法令において明示的な規定がなく、かつ、根拠となる司法機関や政府機関による解釈も存在しないものの、有力な学説や法律事務所の見解に基づく場合。

※本比較表中の海外の制度については、法律事務所海外質問票への回答内容に基づき、各国・地域の情報を横断的に容易に把握できるようにすることを主眼として作成したものであり、各項目の記載はできる限り簡潔にしているため、必ずしも十分に正確性を担保したものではありません。より正確な情報については、比較表中の各国・地域名をクリックすると表示される、法律事務所が記入した回答を含む海外質問票の全文を参照してください。本比較表中の日本の制度については、本比較表を参照する際の参考となるよう便宜的に記載したものであり、必ずしも十分に正確性を担保したものではありません。日本の先使用権制度については、特許庁発行の「先使用権制度の円滑な活用に向けて－戦略的なノウハウ管理のために－」等を参照してください。